資料７

ジビエの衛生管理対策について

生活衛生課

１　経緯

平成 23 年　県野生鳥獣食肉衛生管理ガイドラインを策定

平成 26 年　国が野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針を策定

平成 28 年　県野生鳥獣食肉衛生管理ガイドラインを改定

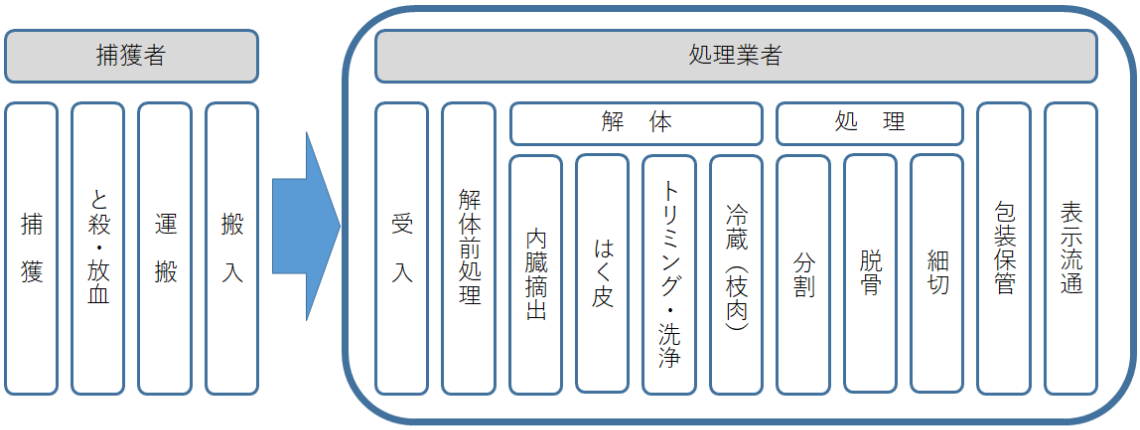
２　県内のジビエ処理施設の設置状況

	施設数
備前県民局	３施設
備中県民局	１２施設
美作県民局	８施設
岡山市	５施設
倉敷市	２施設
計	３３施設

３　指導状況

県食品衛生監視指導計画に基づき、対象施設へ年１回以上立ち入り、県ガイドラインに沿って指導

【参考】営業で使用するジビエは、食品衛生法に基づく営業許可施設でなければ、取り扱うことができません。



食品衛生法に基づく食肉処理業の許可取得が必要